

令和6年3月8日

令和6年第1回神奈川県議会定例会

共生社会推進特別委員会資料

I	当事者目線の障がい福祉について	1
II	高齢者・障害者等介護の支援について.....	12
III	特別支援教育の推進について	16
IV	インクルーシブ教育の推進について.....	18
V	部活動の地域移行について	20

I 当事者目線の障がい福祉について

1 当事者目線の障がい福祉の推進について

令和5年4月1日に施行した「神奈川県当事者目線の障害福祉推進条例～ともに生きる社会を目指して～」(以下「条例」という。)に基づく、令和5年度の主な取組結果等について報告する。

(1) 障がい者の意思決定支援の推進

ア 令和5年度を取組

(ア) 県版ガイドラインの普及

県職員が障害者支援施設を訪問し、意思決定支援の実践に必要な具体的手法を示した「県版ガイドライン」を活用して、その意義を説明し、取組を促した。

(イ) 専門アドバイザーによる助言等

意思決定支援の具体的な実践に向けて助言する「意思決定支援専門アドバイザー」を、障害者支援施設16か所に派遣し、併せて、取組の経費の一部を補助した。

(ウ) 研修の実施

国の「意思決定支援ガイドライン」及び「県版ガイドライン」に基づいて、基礎的な知識や具体的な手法を学ぶ障害福祉サービス等の従事者向けの研修を実施した(4回開催、237名参加)。

(エ) 実践報告会の開催

障害者支援施設の支援者が、意思決定支援に取り組む好事例を共有する「実践報告会」を開催した(3回開催、198名参加)。

イ 令和6年度を取組の方向性

意思決定支援の全県展開に向けて、「県版ガイドライン」の普及や専門アドバイザーの派遣を行うなど、県内全域の障害者支援施設における取組を、引き続き推進していく。

(2) 条例の普及啓発に係る主な取組

ア 令和5年度を取組

(ア) 県民に対する取組

- ・ 「ともに生きる社会かながわ憲章」の普及啓発と併せたイベント等における条例を周知するポスターの掲示やリーフレットの配布

- ・ 「当事者目線の権利擁護支援全国フォーラム in 神奈川 ～これからの地域共生社会と障害福祉～」の開催（令和6年2月3日、4日）
- (イ) **障害福祉サービス提供事業者等に対する取組**
 - ・ 障がい当事者関係団体等と連携した条例の「わかりやすい版」等を活用した勉強会の実施（34回）
 - ・ 障がい当事者と連携した障がい者を対象とした条例勉強会の開催（令和5年9月23日）
- (ウ) **若年層に対する取組**
 - ・ 県教育委員会と連携し、人権教育を各学校で実践するための学習教材である「人権学習ワークシート集（小・中学校編）」に条例の紹介を掲載
 - ・ 小・中学校、高等学校の児童、生徒及び教員を対象に障がい者を講師とした出前講座の実施（小学校6校（7回）、中学校2校（4回※）、高等学校5校（6回※））
※記載のうち中学校2回、高等学校1回は3月中に実施予定
 - ・ 県内の5大学（神奈川大学、横浜国立大学、田園調布学園大学、県立保健福祉大学、関東学院大学）における「当事者目線の障がい福祉」の授業の実施
- (エ) **県職員に対する取組**
 - ・ 新任管理職員研修や新採用職員研修、福祉職専門研修などの各階層別研修の実施
 - ・ 本庁の課長以上の職にある者等を対象とした障がい当事者の講話等のセミナーの開催（令和5年6月9日）
 - ・ 津久井やまゆり園の鎮魂のモニュメント等を活用した実地研修の実施

イ 令和6年度の取組の方向性

条例の理念の実現に向けて、さらに多くの県民が当事者目線の障害福祉を理解し、実践につながるよう、障がい当事者等と連携するなどして、効果的な普及啓発に取り組んでいく。

2 「神奈川県当事者目線の障害福祉推進条例～ともに生きる社会を目指して～」に基づく基本計画の策定について

条例に基づく基本計画について、案を作成したので報告する。

(1) 策定の概要

ア 策定の趣旨・計画の位置づけ

当事者目線の障害福祉に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、条例第8条に基づく基本的な計画（以下「基本計画」という。）を策定する。

イ 計画期間

令和6年度から令和11年度までの6年間とする。

なお、基本計画の中の「神奈川県障がい福祉計画」に該当する箇所については、現行の計画期間が3年であることから、令和8年度に中間見直しを行う。

ウ 対象地域

県内全市町村とする。

(2) 策定のポイント

ア いのち輝く地域共生社会の実現

誰もがその人らしく暮らすことができる、いのち輝く地域共生社会「ともに生きる社会かながわ」の実現を目指す計画とする。

イ 条例の理念の具現化

条例第3条に規定する条例の基本理念を具現化する計画とする。

ウ 当事者目線の徹底

- ・ あらゆる分野において、当事者の目線に立って、計画に盛り込む施策を検討する。
- ・ 基本計画策定に向け、当事者団体等へヒアリングを行うほか、神奈川県障害者施策審議会に新たに当事者部会を設置し意見を伺う。

エ すべての障害とライフステージを意識

すべての障害を対象とし、切れ目のない支援など障害者のライフステージを意識した計画とする。

オ 一人ひとりの幸福を追求する観点の充実

一人ひとりの人生を大切に、その人らしく暮らせる社会をつくることを目標に、一人ひとりの幸福を追求する観点を充実させた計画とする。

カ 障害者の社会参加の推進

障害者が、主体的に活動を考え、推進できる仕組みを盛り込んだ計画とする。

キ 多様な主体と行政の連携

民間事業者や障害当事者とその家族、地域住民などと行政が連携し、行政は支援機関としての役割に加え、地域づくりのプラットフォームとしての役割を担う計画とする。

ク 当事者目線の障害福祉の具体的な実践イメージ

中井やまゆり園における改革など、当事者目線の障害福祉の具体的な実践イメージを盛り込んだ計画とする。

(3) 素案に対するパブリック・コメントの状況

ア 意見募集期間

令和5年10月19日～11月24日

イ 意見募集方法

県ホームページへの掲載、県機関での閲覧、市町村、関係団体への周知等

ウ 意見提出方法

フォームメール、郵送(手話を撮影・録画したDVDの送付を含む。)、ファクシミリ等

エ 提出された意見の概要

(7) 意見件数

293件

(イ) 意見の内訳

内 訳	件数
a 総論に関するもの	37
b 大柱Ⅰ．すべての人のいのちを大切にすることに関するもの	54
c 大柱Ⅱ．誰もがその人らしく暮らすことのできる地域社会を実現することに関するもの	61
d 大柱Ⅲ．障害者の社会への参加を妨げるあらゆる壁、いかなる偏見や差別も排除することに関するもの	52
e 大柱Ⅳ．地域共生社会の実現に向けた県民総ぐるみのことに関するもの	50
f 資料（各数値）に関するもの	7
g その他	32
計	293

(ウ) 意見の反映状況

内 訳	件数
a 計画案に反映したもの	72
b 計画案には反映していないが、意見の主旨が既に盛り込んであるもの	6
c 今後の施策や取組の参考とするもの	178
d 計画に反映できないもの	0
e その他（感想・質問等）	37
計	293

(イ) 主な意見

- a 計画案に反映した意見
- ・ 地域共生社会を築く幅広い関連団体との連携・協働についても、基本計画の総論の中に明記するとともに、県地域福祉支援計画と連動し、地域共生社会を目指すものとされたい。
 - ・ 福祉の仕事は対人援助職という高い倫理観、人権意識が求められる専門性の高い仕事であり、それに見合う身分保障のための人件費の増額、処遇改善の強化を図ること。
 - ・ 障害を理由とする差別の解消について、具体的に相談できる先を記載する。

- ・ 医療的なケアが必要な方は、家族がついていかないと社会活動をするのが難しい場合があり、医師や看護師がいなければならぬため、医療的ケアが必要な方の支援体制を計画に入れていただきたい。
- ・ 当事者が参加する委員会を作らず、パブリック・コメントだけでいいのか。障害種別を超えて、当事者の委員会・部会を作る必要がある。

(4) 障害者施策審議会障害当事者部会の主な意見

ア 開催日時

令和6年1月25日（木）10：00～12：00

イ 計画に関する主な意見

(ア) 当事者目線の新たな指標について

- ・ 「普段の生活に不自由がないと思える割合」が基準になるのではないか。
- ・ 「市町村の自立支援協議会に参加している当事者の割合」を採用してはどうか。

(イ) 「支援者目線と当事者目線の違いの一例」について

- ・ 自分は目が見えていない。買い物に行くと自分に対して話しかけてもらえない経験を何度もしてきた。県民に伝える一例としてはよいと思う。
- ・ 視覚障害があっても情景がわかるよう、文章も載せてほしい。

(ウ) 「県民総ぐるみで地域共生社会を作る」のイメージ図について

- ・ 図を見ただけだと、関係性がわかりにくい。文章を載せてほしい。
- ・ 「醸成」など難しい単語はわからないのでやめてほしい。

(5) 今後のスケジュール

令和6年3月 計画策定

<別添参考資料>

参考資料 「神奈川県当事者目線の障害福祉推進条例～ともに生きる社会を目指して～に基づく基本計画」案

3 県立愛名やまゆり園の再整備について

令和5年12月に策定した「県立障害者支援施設の方向性ビジョン」の中で、再整備の方向性が示された愛名やまゆり園について、「愛名やまゆり園再整備基本構想」（以下「再整備基本構想」という。）として、再整備に関する考え方をまとめていくこととしているため、現在の状況を報告する。

(1) 「県立障害者支援施設の方向性ビジョン」での位置付け

大規模、多床室中心の施設であることに加えて、老朽化が進んでいることから、施設の規模縮小と小規模ユニット化にあわせて、再整備を行う必要がある。

(2) 再整備基本構想の骨格

再整備基本構想に記載する項目のイメージは次のとおり。

<再整備基本構想イメージ>

- ・ 今後の県立施設の役割、園の位置付け
- ・ 愛名やまゆり園の概要と沿革、現状と課題
- ・ 再整備に向けた基本的な考え方（目指すべき園のあり方と機能）
- ・ 再整備プランの方向性、スケジュール

(3) 現在の検討状況

再整備基本構想の策定に向け、現地での工事方法等の検討を進めてきた中で、利用者の仮住居の確保、近隣住民への配慮や、敷地の一部が土砂災害特別警戒区域であること、また埋蔵文化財包蔵地であることなどの土地利用上の課題への対応が必要となることが明らかになった。

そのため、再整備基本構想（案）については、当初予定していた令和6年3月から、これらの課題を解決した後に、策定を進める方向でスケジュールを見直す。

(参考) 施設の概要

所在地	厚木市愛名1000番地
運営	指定管理 $\left[\begin{array}{l} \text{指定期間} : \text{平成28年4月} \sim \text{令和8年3月} \\ \text{指定管理者} : \text{社会福祉法人かながわ共同会} \end{array} \right]$
定員	120名（短期入所20名を含む）
施設	昭和60年築（築37年）外
部屋	個室35室／2人部屋7室／3人部屋5室／4人部屋16室

4 県立中井やまゆり園における利用者支援等の改善について

令和5年7月末に策定した「県立中井やまゆり園当事者目線の支援アクションプラン～一人ひとりの人生を支援する～」(以下「アクションプラン」という。)に基づく利用者支援等の改善について報告する。

(1) アクションプランに基づく取組状況

ア 利用者家族への説明

11月、1月の家族会等でアクションプランについて説明し、次のとおり意見をいただいた。

<主な意見>

- ・ 取組報告だけでなく、例えば「らっかせい」に通いだして、どのような変化があったのか、モニタリング会議に参加して、どのような発言があったのか、そういう利用者の変化を知りたい。
- ・ アクションプランに基づく取組の中で、成育歴や人となりシートは家族にも共有してもらいたい。

イ 園と県本庁の取組

アクションプランに掲げる4つの柱ごとに取組を進めている。

(ア) 人生に共感し、チームで支援する

これまでどのような人生を歩んできたのか、成育歴から利用者の人生を理解し共感するため、次の取組を進めている。

- a 支援改善アドバイザーとのカンファレンスを通じた成育歴の理解と人となりシートの作成
 - ・ 利用者87名中45名のカンファレンスを実施(令和5年12月現在)
- b 利用者本人と、園長をはじめとした園職員との面談を実施
 - ・ 利用者69名の面談を実施(令和5年12月現在)
- c モニタリング会議に利用者本人が参加
 - ・ 利用者40名が会議に参加(令和5年12月現在)

(イ) 暮らしをつくる

施設の中だけで完結していた暮らしから、当たり前前に地域で活動する暮らしに向け、次の取組を進めている。

- a 秦野駅前拠点「らっかせい」での活動の充実
 - ・ 花壇整備や公園清掃に加え、商店街でのリサイクル活動等の開始
 - ・ 利用者実人数38名、延べ735名が参加(令和6年1月現在)

b 近隣農家や他事業所との連携による、農作業を通じた地域連携の取組

- ・ 令和5年7月にキックオフミーティングを開催し、現在、地域の農地を活用し、3か所で農作業を実施

c 園外の事業所への通所

- ・ 体験利用を含め、利用者19名が通所（令和6年1月現在）

(ウ) いのちを守る施設運営

利用者一人ひとりのいのちを守るという強い意識をもち、次の取組を進めている。

a 一人ひとりの利用者の健康状態の再アセスメントを実施

- ・ 健康診断結果を経年の推移で確認
- ・ 服用している薬の開始時期や目的を再確認
- ・ 食事リスクのある利用者のリストを作成

b 園外の医療機関を受診し、園内では実施できない検査を積極的に行い、体調不良の根本的な原因究明を実施

(イ) 施設運営を支える仕組みの改善

a 利用者満足度調査を実施中

b ICF（国際生活機能分類）を活用した研修を実施

c 職員の不安、悩み、ストレスを解消するための取組の一環として全職員を対象にしたアンケートを実施

d 他の民間施設へヒアリングを行い、人員配置体制等を検討

ウ 取組状況の振り返り

(7) 取組実績と改善が必要な点

a 取組実績

- ・ 全利用者の半数程度が「らっかせい」を利用したり、園外の事業所へ通所した利用者数は昨年度の2倍になるなど、日中活動の充実が進んでおり、その結果、1名が通所していた事業所近くのグループホームに移行した。
- ・ 園外活動を通じて、収穫用のはさみを使えるようになった、活動場所までバスで移動ができたなど、本人の新たな可能性が引き出されている。
- ・ 園外活動によって、利用者の明るい表情、積極的な行動、日々の成長等を職員が目当たりにし、利用者への共感を深めている。

- ・ 本人の活動状況や嗜好などに関する支援記録が充実してきており、ICFを活用しながら、本人の理解や支援の見直しにつながる取組も始まっている。
- b 改善が必要な点
 - ・ 寮単位や個々の職員単位で見た場合に、支援に対する意識や支援技術にばらつきがみられる。
 - ・ その結果、例えば、水道栓を閉める、洗面所の施錠、ポータブルトイレが設置された居室内での食事、扉やカーテンのないトイレ、穴の開いたままの壁など、改善に向けた試行錯誤しながらも、改善に至っていない寮がある。
 - ・ また、過去に作ったマニュアルにしたがって、入浴が週3回のみ、水分補給は決まった時間だけなどの支援が継続されており、本人の意思や行動に基づく生活が実現できていない寮もある。
 - ・ 今後、一部の寮で進んでいる改善状況を、全園に広めていくことが必要となる。

(イ) 取組を進める中で気付いた課題

- a 利用者の機能低下に関する課題
 - ・ 園の再整備（平成12年）で入所した20～30代の利用者が現在40～50代の若さで歩行機能の低下により車椅子を利用するようになった。
 - ・ 現在、車椅子を利用している利用者24名のうち、16名は、40～50代で、このうち9名は入所後に車椅子を利用していた。
- b 栄養に関する課題
 - ・ 低栄養が懸念される利用者は36人、食事形態に配慮が必要な利用者は58人と食事リスクのある利用者が多い。
- c 医療に関する場面での課題
 - ・ 眼科検診で白内障の所見を受ける利用者は年々増加（令和4年度39人、令和5年度42人）しているが、受診して治療等をしている利用者は10名のみである。（令和5年8月現在）
 - ・ てんかん薬の処方にあたって、園では定期的に脳波検査をしているが、一部利用者は障害特性のため脳波検査を受けられないと職員が判断し、検査せずに服薬しているケースがある。
 - ・ 職員に健康管理に必要な知識が不十分で、日常の生活場面において健康面の変化に気づくことができていなかった。

(2) 第三者による進捗確認

令和6年1月23日に、県立中井やまゆり園改革アドバイザー一会議(以下「アドバイザー一会議」という。)委員による現地視察を行い、次のとおり意見をいただいた。

<主な意見>

- ・ らっかせい等、日中活動は賑やかで、活発に行われており、利用者の生活も変わってきていると感じられた。
- ・ 寮内は、居室施錠はほぼ無くなったが、寮やホームの扉は依然として施錠されており、開錠を進めていく必要がある。
- ・ 長時間の居室施錠を行ってきた利用者について、居室施錠が長期に渡ることで、何らかの疾病により機能低下が著しくなっている。
- ・ タイムアウトの名の下で居室施錠を続けていることは非常に危険で、命を脅かす、全国的な問題として、検証してもらいたい。
- ・ 利用者の昼食開始時間が早い、2時間経つと食事を廃棄、昼を過ぎて外部通院から戻ると補食は提供するが昼食を食べられない場合がある等、現在も漫然と支援者目線の支援が行われている。
- ・ 風呂が好きな利用者で、シャワー浴ができていても、20年間湯船に浸かれていない現実もある。入浴の支援ができる環境・機器も整えていく必要がある。
- ・ 診療所の役割として、各診療科の医師、看護師が上手くつながって、利用者の長年の行動制限や高齢化に対応していく必要がある。
- ・ 利用者の医療アクセス、機能低下の課題に向き合い、対応していくことが必要である。
- ・ こうした問題は、中井やまゆり園だけでなく、全国的にも障害者支援施設共通の課題であることを発信していくべきである。
- ・ 外部の目が入って変わってきているが、元に戻らないようにするためには、園だけでなく、県福祉職全体の人材育成が課題である。

(3) 今後について

- ・ 引き続き、アクションプランに示したスケジュールに基づき、県本庁と園が一体となって具体的な取組を進めていく。
- ・ 令和6年3月頃に第2回アドバイザー一会議を開催し、進捗状況を確認するとともに、必要に応じて、アクションプランを見直す。
- ・ アクションプランの取組やその中で明らかになった課題については、有識者や大学などと連携しながら、必要なデータや記録の収集を開始するなど、地方独立行政法人化後に速やかに研究を始めるための準備を進める。

Ⅱ 高齢者・障害者等介護の支援について

1 介護等の質の向上

高齢者が安心して介護を受けられるよう、高齢者に対する虐待防止や身体拘束廃止の取組を推進している。

(1) かながわ高齢者あんしん介護推進会議

「かながわ高齢者あんしん介護推進会議」にて、施設及び在宅での介護における諸課題を協議している。

ア 高齢者虐待防止部会

- ・ かながわ高齢者あんしん介護推進会議に高齢者虐待防止部会を設置
- ・ 神奈川県高齢者虐待防止マニュアルの改訂についての検討や、前年度、本部会で検討した市町村支援としての困難事例への弁護士派遣事業について報告

イ 拘束なき介護推進部会

- ・ かながわ高齢者あんしん介護推進会議に拘束なき介護推進部会を設置
- ・ 身体拘束の廃止に向けた県・市町村・各関係機関等の連携や、研修・啓発等の支援策について検討

(2) 研修の実施

ア 虐待防止に係る研修

- ・ 介護施設等の従事者であって、一定の知識、技術及び経験を有する者に対し、虐待被害の多い認知症の方の介護に関する実践的な知識及び技術を修得するための研修を実施している。
- ・ また、介護施設等の看護職員を対象として、実務基礎研修、実務者研修、管理能力養成研修を実施し、それぞれのレベルに応じ、高齢者の権利擁護や虐待防止に関する知識や対応力の習得に繋げている。

イ 身体拘束廃止推進に係る研修

- ・ 介護施設等の従事者を対象に、介護技術の向上、高齢者の権利擁護の推進、身体拘束の廃止に向けた取組を推進する研修を初任者、リーダー級職員、施設長の各階層別実施している。

2 障害者支援の向上

安全を優先した支援者の目線による身体拘束等をなくすため、障害特性や本人の望み、願いをしっかりと理解し、身体拘束によらない支援の実現を目指した取組を進めている。

(1) 支援困難な利用者に対する支援技術向上のための研修

- ・ 障害者支援施設等において、支援の難しい利用者に対し、安易な身体拘束が実施されることがないように、特に支援の難しい強度行動障害のある利用者に対する支援技術向上のための研修に取り組んでいる。

(2) 身体拘束ゼロに向けた取組

- ・ 県立障害者支援施設では、身体拘束ゼロを目指して、令和2年度から身体拘束の見える化として、県のホームページに身体拘束の実施状況や廃止に向けた取組事例を公表している。
- ・ また、長時間の居室施錠等を行っている利用者について、市町村に情報提供しながら、支援の改善に取り組んでいる。

＜県立施設における身体拘束件数＞

令和2年12月：98件 → 令和5年12月：16件

- ・ さらに、県所管域の民間施設については、令和4年度に身体拘束の実施状況等に関する調査を行い、各施設における身体拘束の実施理由などについて把握した。
- ・ この調査結果を踏まえ、引き続き、民間施設への指導を行うとともに、優れた支援事例を他の施設に紹介するなど、身体拘束の廃止に向けた取組を推進していく。

3 ロボット・ICTの導入促進

介護・障害福祉の現場における職員の負担軽減やサービスの質の向上を目的として、国の補助制度を活用し福祉事業所のロボット・ICTの導入を支援している。

(ロボット)

	介護	障害
補助経費	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1 機器につき30万円（移乗支援、入浴支援の機器は100万円）を上限として、導入経費の最大4分の3を補助。 ・ 1 施設につき750万円を上限として、見守り機器導入に伴う通信環境整備経費の最大4分の3を補助。 (国2/3、県1/3)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1 機器につき、上限30万円（移乗介護、入浴支援の機器は上限100万円）までの導入経費を対象にして最大4分の3を補助 (国2/3、県1/3)
対象事業所	<ul style="list-style-type: none"> ・ 介護保険施設の開設者 ・ 居宅サービス事業者 ・ 地域密着型サービス事業者 ※ 居宅介護支援事業者、福祉用具貸与等、介護予防サービス事業者、地域密着型介護予防サービス事業者及び介護予防支援事業者は対象外	<ul style="list-style-type: none"> ・ 居住系サービス（障害者支援施設事業者、共同生活援助事業者、障害児入所施設事業者） ・ 訪問系サービス（居宅介護事業者、重度訪問介護事業者） ・ 短期入所事業者 ・ 重度障害者包括支援事業者

(ICT)

	介護	障害
補助経費	職員数の規模に応じて1事業所あたり100万～260万円を上限として、導入経費の最大4分の3を補助。 (国2/3、県1/3)	1事業所あたり上限100万円までの導入経費を対象にして最大4分の3を補助 (国2/3、県1/3)
対象事業所	ソフトウェア、情報端末(タブレット、ノートPC等)、通信環境機器(Wi-Fi)等を導入する介護事業所	ソフトウェア、情報端末(タブレット、ノートPC等)、通信環境機器(Wi-Fi)等を導入する障害福祉サービス事業所

また、介護・障害福祉の現場へのロボット・ICTの導入・普及の取組として、導入した事業所からの報告なども織り込んだセミナー、研修会などを実施している。

(普及に向けた取組)

	介護	障害
実績 ・ 予定	<ul style="list-style-type: none"> ・介護ロボット・ICT活用セミナー ・公開事業所3施設 ・アドバイザー派遣 ・介護生産性向上総合相談窓口（令和6年度開設予定） ・介護現場革新会議（令和6年度設置予定） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ICTの導入研修会 ・ロボットの体験会、導入研修会 ・今年度、導入事例をホームページ等で情報提供する予定

Ⅲ 特別支援教育の推進について

令和4年3月に策定した「かながわ特別支援教育推進指針」に基づき、県立特別支援学校の新校等整備や医療的ケア児支援のための環境整備を進める。また、卒業後の自立と社会参加を見据え、一人ひとりの障がいの状態等に応じて、必要な支援を行うために情報機器等の整備を進める。

1 県立特別支援学校の新校等整備

特別支援学校での教育を必要とする児童・生徒の増加や、国の特別支援学校設置基準制定に伴う受け入れ枠不足に対応するため、新校等の整備に向けた設計等を行う。

(1) 横浜東部方面特別支援学校の整備

旧菅田小学校跡地（横浜市神奈川区菅田町）に県立特別支援学校（知的障害教育部門及び肢体不自由教育部門）を新設するため、調査設計を行う。

(2) 川崎南部方面特別支援学校の整備

旧河原町小学校跡地（川崎市幸区河原町）に県立特別支援学校（知的障害教育部門）を新設するため、基本・実施設計を行う。

(3) 湘南方面特別支援学校の整備

総合教育センター旧亀井野庁舎（藤沢市亀井野）を増改築し、肢体不自由教育部門を設置するため、実施設計を行う。

	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度
横浜	測量調査	調査設計		基本・実施設計		新築等工事		設置予定	◎4月開校予定
川崎	調査設計	基本・実施設計			新築工事	設置予定	◎4月開校予定		
湘南	基本設計	実施設計		増改築工事		◎4月開校予定			

※上記各整備については、現時点の想定スケジュールである。

(4) その他

平塚支援学校（平塚市寺田縄）の高等部知的障害教育部門における児童・生徒数の増加を見据え、老朽化したプレハブ校舎の建替えなどを行う。

2 県立特別支援学校における医療的ケア児支援のための環境整備

(1) 看護師の適正配置

医療的ケアの必要な児童・生徒を支援し、より安全に学べる環境を整備するため、看護師を増員配置する。(72人⇒74人)

(2) 医療的ケア児の通学支援

スクールバスに乗車できない医療的ケア児の通学について、福祉車両等を活用した支援を拡充する。(40人⇒80人)

3 県立特別支援学校における情報機器等の整備

(1) 小・中学部の情報機器の更新等

公立学校情報機器整備基金積立金を活用し、小・中学部の情報機器の更新等を行う。

(2) 高等部新1年生の1人1台端末の整備

就学奨励費を活用し、高等部新1年生の1人1台端末を整備する。

(3) 電子黒板の整備

1人1台端末を活用した教育活動の充実を図るため、電子黒板を新たに整備する。

IV インクルーシブ教育の推進について

本県では、支援教育の理念のもと、共生社会の実現に向け、すべての子どもが同じ場で共に学び共に育つための環境づくりをめざして、小・中学校から高校までの連続性のある取組となるよう、インクルーシブ教育を推進している。

1 義務教育段階における取組

(1) 令和5年度の主な取組

ア インクルーシブ教育校内支援体制整備事業

- ・ 30市町村（政令市除く）30校の小学校を指定し、教育相談コーディネーターを中心とする校内での情報共有及び支援体制の整備
- ・ 授業のユニバーサルデザイン化など共に学ぶ教育環境づくり

イ 全県への普及

- ・ 「小・中学校インクルーシブ教育推進協議会」や「全県指導主事会議」などで成果の共有
- ・ 「インクルーシブ教育推進フォーラム」の開催
- ・ 学校、市町村教育委員会等の要望に応じ指導主事を派遣

(2) 令和6年度の主な取組

- ・ 校内支援体制整備事業（30校）の継続（人件費対応）
- ・ 市町村の取組に係る総合的な支援
- ・ 「インクルーシブ教育推進フォーラム」等による普及・啓発

2 高等学校段階における取組

(1) インクルーシブ教育実践推進校

知的障がいのある生徒が高校教育を受ける機会を拡大するため指定を行っている。

ア 令和5年度の主な取組

- ・ 茅ヶ崎高等学校など14校を指定
- ・ 教職員の増員配置による校内支援体制の整備
- ・ 令和6年度から新たに指定される4校におけるリソースルーム等の設備整備
- ・ 「インクルーシブ教育推進フォーラム」等による普及・啓発

イ 令和6年度の主な取組

- ・ 保土ヶ谷高等学校など4校を新たに指定（全18校）
- ・ 新たな指定校4校におけるリソースルーム等の設備整備
- ・ 教職員の増員配置による校内支援体制の整備
- ・ 「インクルーシブ教育推進フォーラム」等による普及・啓発

3 インクルーシブ教育の更なる推進に向けた取組

(1) 考え方

インクルーシブ教育の更なる推進に向けて、市町村教育委員会が行っている就学判断に着目して、小学校入学時から当たり前に共に学び、育つことができる環境の整備に取り組む必要がある。

(2) 「フルインクルーシブ教育推進市町村」の指定

- ・ 「フルインクルーシブ教育推進市町村」として海老名市を指定し、当該市では、すべての子どもが地域の小・中学校に通い、同じ場で共に学び共に育つことを目指す。
- ・ 令和6年度は県と市が連携してインクルーシブ教育の推進に係る研究を行う。

(3) フルインクルーシブ教育推進に係る普及・啓発

- ・ 当該市町村における取組の推進には市民の理解と協力が必要であるため、メタバースを活用したタウンミーティングの開催など、指定市町村を中心とした集中的な普及・啓発を展開

V 部活動の地域移行について

各市町村が、地域の実情に応じて中学校部活動の地域移行の取組を進められるよう、令和5年10月に示した「公立中学校における部活動の地域移行に係る神奈川県の方針」に基づき実施する、地域移行連絡会の開催や地域クラブ活動コーディネーターの配置、広域的な指導者人材バンクの利用促進等、市町村への支援に資する次年度の取組について報告する。

1 主な取組

(1) 県部活動地域移行連絡会等の開催

- ・ 市町村や地域のスポーツ・文化芸術団体等が、部活動の地域移行に係る県内外の先行事例や県内各地域の状況を共有することのできる情報連絡会や広域的な課題等を協議する会議を開催する。

(2) 地域クラブ活動コーディネーター配置

- ・ 各市町村の地域移行の取組や検討状況の把握、近隣市町村間の連携に係る情報共有など、市町村の体制整備を支援する地域クラブ活動コーディネーターを配置する。

(3) 広域的な指導者人材バンクの利用促進

- ・ 部活動の地域移行に伴い指導者を確保するため、「かながわ地域クラブ活動指導者データベース」の利用促進を図る。
- ・ 指導者の資質向上のため、登録希望者へ体罰・ハラスメントの防止等の研修を行う。

(4) 地域クラブ活動への移行に向けた実証事業

- ・ 運営団体・実施主体等の体制整備、実技指導を行う指導者の確保、関係団体・分野との連携等について、先行的に取り組む市町村で実証事業を実施する。